広島市障害者自立支援協議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場として広島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催するため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　協議会においては、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1)　相談支援事業（地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害者等に必要な支援を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業をいう。）の実施に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関すること。

（委員）

第３条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

(1)　学識経験者

(2)　相談支援事業者の職員

(3)　障害福祉サービス事業者の職員

(4)　障害者関係団体に属する者

(5)　保健・医療関係者

(6)　教育関係者

(7)　就労支援関係者

(8)　その他市長が必要と認める者

２　委員の数は、２０人以内とする。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（運営）

第４条　協議会の議事を円滑に進めるため、委員の互選により、座長を置く。

２　協議会は、座長が招集する。

３　座長は、協議事項について必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第５条　第２条各号に掲げる事項及びその他必要な事項について、専門的に調査又は検討するために必要と認めるときは、第３条第１項に規定する委員及び委員以外の者で構成する専門部会を置くことができる。

２　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が定める。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課において処理する。

（委任規定）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、障害自立支援課長が別

に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日（平成１９年１２月１０日）から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。